

# 伊東市移住・定住促進プラン

令和6年3月

伊 東 市

# 目 次

I	目的	1
II	基本的方向	1
III	取組事項	2
1	仕事の支援	2
2	住まいの支援	10
3	子育ての支援	21
4	医療・福祉の支援	39
5	交流・体験	43
6	地域との連携	47
7	情報発信	48

## I 目的

このプランは、令和3年3月策定の「伊東市総合戦略」の基本目標の1つである「新しいひとの流れをつくる」取組の一つ「移住定住の促進・関係人口の拡大」の具体的なアクションプランとすることを目的に策定いたしました。

## II 基本的方向

移住促進には、「仕事、住まい、子育て、医療・福祉、交流・体験、地域との連携、情報発信」等、様々な観点からの支援が必要です。

次ページ以降に掲げる施策については、サマリーレビュー・課長会議・予算編成の過程を経て令和6年度に予算付けされた事業を中心に、所管課で精査の上、「伊東市移住促進連絡会議」での協議を踏まえ、取りまとめたものです。

なお、本プランの事業評価については、「伊東市総合戦略」における重要業績評価指標（KPI）※等の評価で替えるものとします。

※ 令和3年3月策定の「伊東市総合戦略」において、「1.安全・安心な暮らしを守る」「2.安定した雇用を創出する」「3.新しいひとの流れをつくる」「4.結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「5.時代に合った地域をつくり、地域と地域を連携する」の5つを基本目標として、施策ごとの重要業績評価指標（KPI）を設定し、各種の取組を推進しています。

### Ⅲ 取組事項

#### 1 仕事の支援

##### 『東京圏にお住まいの方へ』

##### (1) 移住就業支援事業補助金（予算額：40,200千円）【企画課】

事業概要	東京23区内在住者又は東京圏在住で東京23区へ通勤する者が伊東市へ移住し就業又は起業した場合等に補助金を交付する。
対象者 (利用条件等)	○下記1、2の要件を全て満たす者 1. 東京23区内在住者又は東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）在住で東京23区へ通勤する者 2. 静岡県が実施するマッチング支援事業対象の中小企業等へ就業した者若しくは起業をする者、又は、本人の意思により移住し、引き続き業務をテレワークで実施する者、等。  ※その他、詳細の要件等がありますので、ご利用の際は必ず事前に下記申込窓口までご連絡ください。
補助額等	・単身世帯の場合 60万円 ・複数人世帯の場合 100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者一人につき100万円を加算
申込窓口	企画課 0557-32-1062
問合せ先	企画課 0557-32-1062

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(2) 地方就職学生支援事業補助金（予算額：60千円）【企画課】

事業概要	若者の県内移住に対する支援を強化するため、卒業時に地方へU I J ターンすることを促進するため、大学卒業後に地方に移住し就職する学生を対象に補助金を支給する。
対象者 (利用条件等)	<p>○移住等に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住元に関する事項（全てを満たすこと）</li> <li>(1) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。</li> <li>(2) 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住している。</li> <li>・移住先に関する事項（全てを満たすこと）</li> <li>(1) 東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定している。</li> <li>(2) 卒業後に上記内定企業に就職し、東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に移住する意思を有している。</li> </ul> <p>○就業に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業先に関する主な事項（全てを満たすこと）</li> <li>(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する。</li> <li>(2) 勤務地が移住先の都道府県内に所在する。</li> <li>・就業条件等に関する事項について（全てを満たすこと）</li> <li>(1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。</li> <li>(2) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用である。</li> </ul>
補助額等	補助額 5,940円（1回分限り） ※静岡から東京までの往復交通費の1/2以内の額
申込窓口	企画課 0557-32-1062
問合せ先	企画課 0557-32-1062

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

『医療・福祉職の方へ』

(3) はじめよう I T O 新生活応援事業（予算額：40,866 千円）【社会福祉課】

事業概要	『移住』を希望する方のうち、『専門資格』を有し、市内の保健・医療・福祉・介護・保育関連の事業所に就業される方に補助金を交付する。
対象者 (利用条件等)	○対象要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・『移住』した日において40歳未満であること</li> <li>・『専門資格』…医師、看護師、保健師、薬剤師、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士など</li> <li>・3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う事業所への就業ではないこと</li> <li>・転勤出向等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること</li> <li>・勤務時間を週20時間以上とする雇用契約に基づき、1年以上継続して対象となる専門資格に基づく業務に従事すること</li> </ul> その他にも、利用条件あり。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金返還支援 公的機関から借り受けた奨学金のうち、月額2万円を上限に最大120月の補助</li> <li>・家賃支援 事業所からの家賃補助額等を差し引いた家賃額のうち、月額2万5,000円を上限に最大60月の補助</li> <li>・子育て支援 『移住』時に養育している中学校卒業前の子への支援として、1子につき月額3万円を最大60月補助</li> <li>・結婚支援 本支援制度を利用して移住された方のうち、移住後5年以内に結婚された世帯に10万円を交付（R5.4.1以前に結婚された方、既に退職された方は除く）</li> <li>・定住継続支援 本支援制度を利用して移住された方のうち、移住後5年を経過された方に10万円を交付</li> </ul> ※その他、各支援ごとに詳細な要件あり。
申込窓口	社会福祉課 0557-32-1531
問合せ先	社会福祉課 0557-32-1531

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

『起業をお考えの方へ』

(4) 起業支援及び空き店舗対策事業補助金（予算額：8,000千円）【産業課】

事業概要	新規開業する際の店舗改装費、什器購入費、広告宣伝費の一部を補助する。
対象者 (利用条件等)	<p>○対象者 新たに事業を営もうとする個人</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業の経験がないこと。</li> <li>・申請時に伊東市民であること。</li> <li>・市税に未納がないこと。</li> <li>・開業から24か月以上継続して営業することができること。</li> <li>・1日8時間以上で、週に5日以上営業であること。</li> <li>・開業後、伊東商工会議所の経営相談を受けること。</li> <li>・特定創業支援事業（伊東創業塾など）を修了していること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
補助額等	<p>○補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：2分の1</li> <li>・補助上限額：50万円</li> </ul> <p>※補助上限額の優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住者、若者の起業又は商店街での起業：100万円</li> <li>・若者で移住者の起業又は若者で商店街での起業：200万円</li> </ul>
申込窓口	産業課 0557-32-1734
問合せ先	産業課 0557-32-1734

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(5) 店舗リフォーム振興助成事業補助金（予算額：2,000千円）【産業課】

事業概要	市内事業者が市内施工業者に発注する店舗のリフォーム工事に係る費用の一部を助成する。
対象者 (利用条件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 小規模企業者</li> <li>○補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内施工業者に発注する工事であること。</li> <li>・店舗等の修繕、増改築、模様替えその他店舗等の維持や向上を図るために行う補修、改良工事であること。</li> <li>・工事額（税抜）が10万円以上の工事であること。</li> </ul> </li> <li>○要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して現に市内で1年以上事業をしている商工業者であること。</li> <li>・個人事業者である場合、伊東市民であり継続して現に市内に1年以上居住していること。</li> <li>・市税に未納がないこと。</li> </ul> </li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：工事費（税抜）の10%</li> <li>・補助上限額：30万円</li> </ul>
申込窓口	伊東商工会議所 0557-37-2500
問合せ先	伊東商工会議所 0557-37-2500 産業課 0557-32-1734

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

『サテライトオフィスの設置をお考えの方へ』

(6) サテライトオフィス等支援事業補助金（予算額：3,760千円）【企画課】

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サテライトオフィス等設置事業補助金 サテライトオフィスの開設費や維持費への補助を行う。</li> <li>・サテライトオフィス等視察事業補助金 お試しサテライトを体験してもらい、検討の材料としてもらうことで、本市へのサテライトオフィスの誘致を図る。</li> </ul>
対象者 (利用条件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サテライトオフィス等設置事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請時において3年以上継続して事業を行っている事業者で、サテライトオフィス等を設置した後3年以上計画的に事業を実施することが認められる者</li> <li>・新たに設置するサテライトオフィス等に役員又は従業員を2人以上置く事業者 など</li> </ul> </li> <li>○サテライトオフィス等視察事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請時において1年以上継続して事業を行っている事業者であること。 など</li> </ul> </li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サテライトオフィス等設置事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 : 2分の1 (人件費については1人につき10万円以内)</li> <li>・補助上限額: 150万円</li> </ul> </li> <li>○サテライトオフィス等視察事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキングスペース及び会議室利用料 日額9,000円以内 (最大7日間)</li> <li>・現地までの交通費 実費</li> </ul> </li> </ul>
申込窓口	企画課 0557-32-1062
問合せ先	企画課 0557-32-1062

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

『コワーキングスペースの設置をお考えの方へ』

(7) コワーキングスペース等整備事業補助金（予算額：2,500千円）【企画課】

事業概要	新たにコワーキングスペース等を整備する事業者に対し、整備費を補助する。
対象者 (利用条件等)	補助金の申請時において3年以上継続して事業を行っている事業者で、コワーキングスペース等を設置した後3年以上計画的にコワーキングスペース等を運用することが見込まれる者 など
補助額等	○対象経費 コワーキングスペース等に係る建物、施設の整備又は改修に要する経費及びコワーキングスペース等に必要な物品の購入に要する経費 ・補助率：2分の1 ・補助上限額：250万円
申込窓口	企画課 0557-32-1062
問合せ先	企画課 0557-32-1062

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

『学びたい方へ』

(8) 伊東創業塾の開催（予算額：1,000千円）【産業課】

事業概要	創業に関する基礎的な知識、ビジネスプランの策定、経理、財務、労務（雇用）など創業に係る知識を習得するための伊東創業塾を開催する。
対象者 (利用条件等)	創業に関心のある方どなたでも ※ただし、既に創業している方は、創業後1年以内の方に限る。
申込窓口	伊東商工会議所 0557-37-2500
問合せ先	伊東商工会議所 0557-37-2500 産業課 0557-32-1734

(9) 伊東子どもビジネス体験塾BIPの開催（予算額：500千円）【産業課】

事業概要	子どもたちに、事業内容の検討、融資の相談、運営、実績報告まで、リアルな起業体験を楽しく受けられる体験塾を開催する。
対象者 (利用条件等)	市内小中学生
申込窓口	伊東商工会議所青年部「気鋭の会」 0557-37-2500
問合せ先	伊東商工会議所青年部「気鋭の会」 0557-37-2500 産業課 0557-32-1734

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 2 住まいの支援

### 『住宅の改築・建替をお考えの方へ』

#### (1) 住宅リフォーム振興助成事業補助金（予算：20,000千円）【産業課】

事業概要	市民が市内施工業者に発注する住宅のリフォーム工事に係る費用の一部を助成する。
対象者 (利用条件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 伊東市民</li> <li>○補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内施工業者に発注する工事であること。</li> <li>・工事額（税抜）が10万円以上の工事であること。</li> </ul> </li> <li>○要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊東市民であり、継続して現に市内に居住していること。</li> <li>・助成の対象となる住宅の所有者であること。</li> <li>・市税に未納がないこと。 <span style="float: right;">など</span></li> </ul> </li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：工事費（税抜）の10%</li> <li>・補助上限額：10万円</li> </ul>
申込窓口	伊東商工会議所 0557-37-2500
問合せ先	伊東商工会議所 0557-37-2500 産業課 0557-32-1734

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(2) 伊東市家庭用新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援事業費補助金

(予算：3,500千円) 【環境課】

事業概要	住宅に新エネルギー又は省エネルギー機器の設置または自家用電気自動車を新規購入する方に補助金を交付する。
対象者 (利用条件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に新エネルギー又は省エネルギー機器を設置または自家用電気自動車を新規購入する方、補助対象機器が設置されている建て売り住宅を購入する方</li> <li>・本市の住民基本台帳に登録されている者（完了報告書提出時までに登録する者含む）</li> <li>・補助事業を行う住宅の所有者又は同一世帯員</li> <li>・市税を滞納していない者</li> <li>・以前に同一の種類補助対象機器に対する市の補助金交付金等の交付を受けていない者</li> </ul>
補助額等	<p>○対象機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム（4万円）</li> <li>・家庭用燃料電池システム（エネファーム）（4万円）</li> <li>・リチウムイオン蓄電池システム（5万円）</li> <li>・家庭用エネルギー管理システム（1万円）</li> <li>・電気自動車（5万円）</li> </ul>
申込窓口	環境課 0557-32-1374
問合せ先	環境課 0557-32-1374

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(3) 浄化槽設置費補助金（予算：6,412千円）【下水道課】

事業概要	既設の住宅を撤去しないで、みなし浄化槽を処分し、10人槽以下の浄化槽に付け替え設置した場合などに、浄化槽設置工事及び宅内配管工事の費用の一部を助成する。
対象者 (利用条件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に浄化槽を設置しようとする者</li> <li>・工事完了までに本市の住民基本台帳に記録されている者</li> <li>・市税及び公課を滞納していない者</li> <li>・以前に浄化槽設置費補助金の交付を受けていない者</li> </ul>
補助額等	<p>○浄化槽設置工事[下水道事業計画区域外]</p> <p>※ () は、下水道事業計画区域内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5人槽 41万4,000円 (25万円)</li> <li>・ 7人槽 51万6,000円 (30万円)</li> <li>・ 10人槽 68万4,000円 (40万円)</li> </ul> <p>○宅内配管工事</p> <p>一律 10万円</p>
申込窓口	下水道課 0557-32-1821
問合せ先	下水道課 0557-32-1821

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(4) 水洗便所改造等資金助成金（予算：1,250千円）【下水道課】

事業概要	<p>単独浄化槽の撤去又は、くみ取り便所の水洗化により下水道へ接続する工事を行う者、共同私設下水道管を設置する工事を行う者に対し、補助金の交付、貸付金の貸与を行う。</p>
対象者 (利用条件等)	<p>○補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事を行う家屋のある土地が、公共下水道の供用開始後3年以内であること。</li> <li>・工事の内容が、単独浄化槽の撤去又は、くみ取り便所の水洗化により下水道へ接続する工事であること。</li> </ul> <p>○貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の内容が、単独浄化槽の撤去又は、くみ取り便所の水洗化により下水道へ接続する工事、共同私設下水道管を設置する工事であること。</li> <li>・連帯保証人（市内に住所を有し独立の生計を営む者）が1人いること。</li> </ul>
補助額等	<p>○補助金の金額</p> <p>1万円</p> <p>○貸付金の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独浄化槽の撤去工事：40万円以内</li> <li>・くみ取り便所の水洗化工事：50万円以内</li> <li>・共同私設下水道管の設置工事：90万円以内</li> </ul> <p>○貸付金の利率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始後3年以内：無利子</li> <li>・供用開始3年経過後：年利1%</li> </ul>
申込窓口	下水道課 0557-32-1821
問合せ先	下水道課 0557-32-1821

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(5) 木造住宅建替支援事業補助金（予算：4,200千円）【産業課】

事業概要	市民が市内施工業者に発注し、旧耐震基準の住宅を解体し、同一敷地内等に木造住宅を新築する費用の一部を助成する。
対象者 (利用条件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 伊東市民</li> <li>○補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内施工業者に発注する工事であること。</li> <li>・旧耐震基準の住宅を解体し、木造住宅を新築する工事であること。</li> <li>・工事額（税抜）が500万円以上の工事であること。</li> </ul> </li> <li>○要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊東市民であり、現に市内に居住していること。</li> <li>・助成の対象となる新築住宅の所有者であること。</li> <li>・市税に未納がないこと。 <span style="float: right;">など</span></li> </ul> </li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：工事費（税抜）の10%</li> <li>・補助上限額：70万円</li> </ul>
申込窓口	伊東商工会議所 0557-37-2500
問合せ先	伊東商工会議所 0557-37-2500 産業課 0557-32-1734

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(6) 移住定住促進住宅改修支援事業補助金（予算：3,000千円）【企画課】

事業概要	市外からの移住促進を図るため、移住者が行う住宅の改修に要する費用に対し、改修費の一部を補助する。
対象者 (利用条件等)	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入した日の前日まで5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録されていない方で、令和6年4月1日以降に本市の住民基本台帳に記録された移住者のうち、移住後1年未満の者（補助事業完了報告書提出時までには本市の住民基本台帳に記録された者を含む。）。</li> <li>・移住する直前に住所を有していた市区町村において、直近の1年度市区町村税を滞納していないこと。</li> </ul> <p>○対象条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修費用の総額が100万円以上（消費税及び地方消費税を除く）であること。</li> <li>・居住の用に供する箇所の改修であること。</li> <li>・国、県その他地方公共団体等から本事業に類する補助その他の助成を受けていないものであること。</li> </ul>
補助額等	15万円
申込窓口	企画課 0557-32-1062
問合せ先	企画課 0557-32-1062

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(7) 移住者住宅資金貸付金利子補給金（予算：2,400千円）【企画課】

事業概要	市外からの移住促進を図るため、市内に住宅を取得する際に金融機関から融資を受けた45歳未満の移住者に対し、当該融資に係る利子補給を行い、移住初期段階の経済的負担を支援する。
対象者 (利用条件等)	(1) 住宅資金を借り入れ、住宅を購入し、当該物件を住所地として本市の住民基本台帳に記録する移住者 (2) 補給金の申請日において、45歳未満の移住者であって、かつ、本市に転入後3年以内のもの
補助額等	○補助金額 1年度中に支払った利子相当額の2分の1以内とし、1年度に月10万円を上限とする。ただし、同一の物件に対し、2人の債務者がそれぞれ金融機関から住宅資金を借り入れた場合は、2人の債務者に対する補給金の額を合算して10万円を上限とする。  ○補給期間 通算して60月分（ボーナス払いがある場合は、当該月分の支払いとみなす。）を限度とする。ただし、補給金の額が通算して50万円を超えるときは、50万円を上限とする。 ※2年度目の交付については、伊東市議会における新年度予算の成立が前提となるため、初年度の交付決定の時点で交付を約束するものではありません。
申込窓口	企画課 0557-32-1062
問合せ先	企画課 0557-32-1062

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『住宅の新築・増改築への融資』

### (8) 勤労者住宅建設資金貸付金制度（予算：20,000千円）【産業課】

事業概要	市内に住宅を新築、増改築又は土地、建物（中古物件を含む。）を購入する勤労者に対し低金利の融資を行う。
対象者 (利用条件等)	○対象者 伊東市民の勤労者 ○要件 ・市内に住宅を新築、増改築又は土地、建物（中古物件を含む。）を購入する勤労者であること。 ・市税に未納がないこと。 ・保証機関の保証が受けられること。 など
補助額等	・融資上限額：1,000万円 ・最長融資期間：40年 ・金利：1.05% ※金利は変更となる場合があります。上記の内容は令和6年3月までの適用金利です。 ・低金利固定期間：10年間 ※固定期間終了後は、その時点の固定金利特約型で再特約するか、変動金利型に変更するかを選択
申込窓口	静岡県労働金庫伊東支店 0557-37-6135
問合せ先	静岡県労働金庫伊東支店 0557-37-6135 産業課 0557-32-1734

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(9) 勤労者由来軸組木造住宅建設資金貸付金制度（予算：20,000千円）【産業課】

事業概要	市内施工業者に発注して、市内に在来軸組木造住宅を新築又は増改築する勤労者に対し低金利の融資を行う。
対象者 (利用条件等)	○対象者 伊東市民の勤労者 ○要件 ・市内に住宅を新築又は増改築する勤労者であること。 ・市内施工業者に発注する在来軸組木造住宅であること。 ・市税に未納がないこと。 ・保証機関の保証が受けられること。 など
補助額等	・融資上限額：1,000万円 ・最長融資期間：40年 ・金利：0.85% ※金利は変更となる場合があります。上記の内容は令和6年3月までの適用金利です。 ・低金利固定期間：10年間 ※固定期間終了後は、その時点の固定金利特約型で再特約するか、変動金利型に変更するかを選択
申込窓口	静岡県労働金庫伊東支店 0557-37-6135
問合せ先	静岡県労働金庫伊東支店 0557-37-6135 産業課 0557-32-1734

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『耐震をお考えの方へ』

### (10) 木造住宅耐震改修助成事業費補助金（補強工事）（予算：30,200千円）【建築住宅課】

事業概要	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者に対し、耐震補強工事の費用の一部を補助する。
対象者 (利用条件等)	対象建築物の所有者、居住者（居住予定者）
補助額等	○工事費用（税抜）の全額。但し、上限額あり。 ・一般世帯 上限額100万円 ・高齢者世帯等 上限額120万円
申込窓口	建築住宅課 0557-32-1763
問合せ先	建築住宅課 0557-32-1763

### (11) 木造住宅耐震改修助成事業費補助金（除却工事）（予算：2,875千円）【建築住宅課】

事業概要	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を所有者に対し、除却工事の費用の一部を補助する。
対象者 (利用条件等)	対象建築物の所有者、居住者（居住予定者）
補助額等	・補助率：工事費用（税抜）の23% ・補助上限額：83万8,000円
申込窓口	建築住宅課 0557-32-1763
問合せ先	建築住宅課 0557-32-1763

### (12) わが家の専門家診断（予算：2,124千円）【建築住宅課】

事業概要	建築士を派遣し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断を実施する。
対象者 (利用条件等)	対象建築物の所有者、居住者（居住予定者）
申込窓口	建築住宅課 0557-32-1763
問合せ先	建築住宅課 0557-32-1763

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(13) ブロック塀等除去、改良事業補助金（予算：300千円）【建築住宅課】

事業概要	地震災害の防止を図るため、道路に面したブロック塀等の所有者に対し、除去又は改良の費用の一部を補助する。
対象者 (利用条件等)	伊東市内に居住する者及び土地を有する者
補助額等	○道路に面した部分のブロック塀等の除去又は改良に要する経費（税抜）と、除去するブロック塀等の延長1メートルにつき除去事業については9,000円、改良事業については3万8,400円を乗じて得た額を比較して少ない額の1/2。但し、上限額あり。 ・除去事業 上限額10万円 ・改良事業 上限額16万円
申込窓口	建築住宅課 0557-32-1763
問合せ先	建築住宅課 0557-32-1763

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

### 3 子育ての支援

#### 『子育て関連情報の発信』

##### (1) 子育て支援アプリによる情報発信（予算：1,980千円）【子育て支援課】

事業概要	スマートフォン等でどこでも子育て関連情報を取得できるように、本市で実施する様々な子育てに関する事業等情報を一つに集約したWEBサイト及びアプリで情報を発信する。
対象者 (利用条件等)	全ての方が利用可
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『経済的支援』

### (2) 初回産科受診料助成事業（予算：2,300千円）【子育て支援課】

事業概要	妊娠にかかる経済的負担を軽減し、妊婦さんが適切な時期に妊娠判定を受け、安定した妊娠期を支援するために初回産科受診料（妊娠判定）の一部を助成する。
対象者 (利用条件等)	(1) 初回産科受診日において伊東市に住民登録がある者 (2) 国内の産科医療機関で妊娠判定に要する診察及び検査を受け自己負担が発生した者 (3) 市が所得・課税状況を確認することに同意する者 (4) 市と医療機関が必要に応じて、支援に必要な情報共有をすることに同意する者 (5) 他の公的助成制度による初回産科受診料の助成金を受けていない者
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

### (3) 誕生祝金（予算：12,500千円）【子育て支援課】

事業概要	本市に住民登録する出生児を出産した保護者等に対し、市民の誕生を祝うとともに、次代を担う子の健やかな成長を願うため祝金を贈呈する。
対象者 (利用条件等)	本市に住民登録する出生児の保護者で、出産日に住民基本台帳に記録され、子を監護している者に贈呈する。
補助額等	子1人につき5万円
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(4) 入学祝金（予算：40,270千円）【子育て支援課】

事業概要	本市で子を監護する保護者等に対し、子の成長を祝うとともに、次代を担う子の健やかな成長を願うため祝金を贈呈する。
対象者 (利用条件等)	4月1日に伊東市に住所を有している方で、次のいずれかに当てはまる方 (1) 4月1日に伊東市に住所を有する小学校又は中学校の新1年生を監護する方 (2) 進学前の3月に市外に転出した小学校又は中学校の新1年生を、転出日において監護していた方
補助額等	子1人につき5万円
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

(5) 子育て支援医療費助成（予算：212,067千円）【子育て支援課】

事業概要	18歳に到達後最初の年度末まで子どもの医療費を助成し、児童の保健の向上と保護者等の経済的負担の軽減を図る。
対象者 (利用条件等)	各医療保険に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であつて、本市に居住し、住民基本台帳に記録されている子ども
補助額等	0歳～18歳年度末：入院通院とも無料（入院時食事療養費含む）
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(6) 育英奨学金（予算：53,040千円）【教育総務課】

事業概要	<p>優良な学生・生徒が学資を理由に進学を断念することがないよう、学資（奨学金）を貸与することにより、学業を助け、有為な人材を育成する。（卒業後、伊東市にUターンされる方は貸与額の半額が返還免除される制度があります。）</p>
対象者 (利用条件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人又は保護者が伊東市内に住所を有する者であること。</li> <li>・ 高等学校、高等専門学校又は大学等に在学している心身健全な学生生徒であること。</li> <li>・ 成績優良で在学する学校の長（新入生については入学前の学校の長）が推薦する者であること。</li> <li>・ 学資の支弁が困難と認められる者であること。</li> <li>・ 市内に居住し、収入のある連帯保証人2人を立てられること。</li> </ul>
補助額等	<p>○出願資格を満たす者による出願に対して、選考委員会の審査により、採用された者（奨学生）に奨学金を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校生等：月額3万円以内、入学一時金30万円以内</li> <li>・ 大学生等：月額5万円以内、入学一時金60万円以内</li> </ul>
申込窓口	教育総務課 0557-32-1912
問合せ先	教育総務課 0557-32-1912

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(7) 不妊・不育治療費助成金支給事業（予算：10,000千円）【子育て支援課】

事業概要	不妊・不育症治療を受ける夫婦（事実婚を含む。）に対し、その治療に要する医療費の一部として不妊等治療費助成金を支給し、経済的負担の軽減を図るとともに、少子化対策に資することを目的とする。 保険診療、保険診療外の治療を問わず助成の対象とする。
対象者 (利用条件等)	・いずれか一方が伊東市民で、不妊・不育症治療を受けた夫婦。 (所得制限・年齢制限はなし。) ・他の地方公共団体から不妊等治療費助成を受けていない方。 (静岡県の助成金は除く。)
補助額等	自己負担額の7割を助成。 申請1回につき30万円を限度とし、1夫婦あたり通算150万円を上限とする。 (ただし、令和4年度以前に開始した一周期の治療に対する助成は、上限12万円とし、夫婦の通算限度額を108万円とする。)
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(8) 出産・子育て応援事業（予算：22,694千円）【子育て支援課】

事業概要	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て応援給付金を一体的に実施する。
対象者 (利用条件等)	○伴走型支援の対象 全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯 ○経済的支援の対象 原則として、妊娠届出後に面談を受けた妊婦又は出生届出後に面談を受けた児童の養育者
補助額等	○出産応援ギフト 妊婦一人につき5万円 ○子育て応援ギフト 児童一人につき5万円
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『子どもの居場所づくり、預かり保育等』

### (9) 子どもの居場所づくり（予算：1,500千円）【子育て支援課】

事業概要	子どもの孤食防止、子どもと大人との繋がり確保、要保護児童の未然防止等の観点から、児童が心身ともに健やかに育成するため、子どもの居場所をつくる事業として、子どもが気軽に立ち寄り、食事のほか遊びや学習支援等を提供する「子ども食堂」を設置する。
対象者 (利用条件等)	現在、市内10か所で実施しており、小・中学生が対象（一部、小学生のみ）
申込窓口	伊東市社会福祉協議会 0557-36-5512
問合せ先	伊東市社会福祉協議会 0557-36-5512 子育て支援課 0557-32-1581

### (10) 玖須美保育園一時預かりの実施（予算：395千円）【幼児教育課】

事業概要	○保護者の通院・介護・就労等により家庭での保育が困難な場合に一時的に乳幼児を預かる事業 ・利用定員：最大10人 ・利用料（給食費、おやつ代を含む。最大で） 一日（午前9時から午後4時30分まで）1,800円 半日（午前9時から午後1時まで）1,000円 半日（午後1時から午後4時30分まで）750円
対象者 (利用条件等)	保育所や幼稚園に通っていない1歳児以上（4月1日時点）～就学前の児童
申込窓口	玖須美保育園 0557-36-9977
問合せ先	幼児教育課 0557-32-1951

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(11) 市立幼稚園一時預かりの実施（予算：16,937千円）【幼児教育課】

事業概要	<p>○幼稚園通常保育の時間後及び長期休業期間に園児を保育する。 （実施園） 伊東、宇佐美、荻、八幡野幼稚園、南幼稚園富士見分園 （預かり時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常保育後 午前11時30分～午後5時（弁当なし日） 午後2時～午後5時（弁当あり日）</li> <li>・長期休業期間 午前8時30分～午後5時</li> </ul>	
対象者 (利用条件等)	幼稚園在園児	
申込窓口	伊東幼稚園	0557-37-2182
	宇佐美幼稚園	0557-48-9064
	荻幼稚園	0557-36-6227
	八幡野幼稚園	0557-53-0395
	南幼稚園富士見分園	0557-36-6103
問合せ先	幼児教育課	0557-32-1952

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施

（予算：105,756千円）【幼児教育課】

事業概要	<p>○市内7小学校区において放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇佐美小児童クラブ（宇佐美小学区）</li> <li>・伊東小児童クラブ（伊東小学区）</li> <li>・南小児童クラブ（南小学区）</li> <li>・大池小児童クラブ（大池小学区）</li> <li>・富戸小児童クラブ（富戸小学区）</li> <li>・八幡野小児童クラブ（八幡野小学区）</li> <li>・池小児童クラブ（池小学区）</li> </ul>	
対象者 (利用条件等)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童	
申込窓口	幼児教育課	0557-32-1951
問合せ先	幼児教育課	0557-32-1951

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(13) 地域子育て支援センター（予算：41,412千円）【幼児教育課】

事業概要	市内7か所の地域子育て支援センターにおいて、遊びの場の提供や育児相談などを実施する。
対象者 (利用条件等)	基本的には0歳児～就園前のお子さんとその保護者、また妊婦の方等
申込窓口	幼児教育課 0557-32-1951
問合せ先	幼児教育課 0557-32-1951

(14) ファミリー・サポート・センターの運営（予算：4,500千円）【子育て支援課】

事業概要	仕事と子育ての両立等を支援するため、育児の援助を受けたい人は依頼会員、援助を行いたい人は支援会員となり、会員同士の相互援助活動による育児支援を行う。
対象者 (利用条件等)	依頼会員は、市内に在住、在勤又は在学する者であって、かつ、0歳から小学生までの子どもの保護者とする。 支援会員は、市内に在住する心身共に健康で積極的に援助活動ができる20歳以上の者とする。 ただし、支援会員の入会については、入会申込書のほか、講習会を受講しなければならない。
申込窓口	伊東市ファミリー・サポート・センター事務局 0557-36-1177
問合せ先	伊東市ファミリー・サポート・センター事務局 0557-36-1177 子育て支援課 0557-32-1581

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『産前産後のサポート等』

### (15) 地域少子化対策の強化【子育て支援課】

#### ア 母子保健型利用者支援事業（予算：14,521千円）

事業概要	妊娠期から子育て期の悩みに対し、保健師等による相談支援を実施し、必要な妊婦に支援計画を作成するとともに、関係機関とのネットワークづくりを行う。
対象者 (利用条件等)	伊東市内に在住する妊産婦等とその子ども及び家族
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

#### イ 産後ケア事業

##### ① ショートステイ型事業（予算：1,755千円）

事業概要	退院後の母子に対し、市内産科医療機関等で専門職による心身のケアや育児のサポートを目的とした宿泊型サービスを行う。
対象者 (利用条件等)	○伊東市に住所を有する次のいずれにも該当する母子 ・出生1年未満の乳児とその母 ・医療行為が必要ない母子 ・産後ケアを必要とする者
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

##### ② デイサービス型事業（予算：3,327千円）

事業概要	退院後の母子に対し、市内医療機関や宿泊施設等で専門職による心身のケアや育児のサポートを目的とした日帰りサービスを行う。
対象者 (利用条件等)	○伊東市に住所を有する次のいずれにも該当する母子 ・出生1年未満の乳児とその母 ・医療行為が必要ない母子 ・産後ケアを必要とする者
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

③ アウトリーチ型事業（予算：428千円）

事業概要	<p>生後1年未満の母子を対象に産後の母体のケアと育児のサポートをすることを目的として、助産師等が利用者の自宅を訪問し、以下の支援を実施する。</p> <p>(1) 母親の身体的ケア及び保健指導・栄養指導  (2) 母親の心理的ケア  (3) 適切な授乳のためのケア（乳房ケアを含む）  (4) 育児の手技について具体的な指導及び相談  (5) その他必要な保健指導及び情報提供</p>
対象者 (利用条件等)	<p>○伊東市に住所を有する次のいずれにも該当する母子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出生1年未満の乳児とその母</li> <li>・医療行為が必要ない母子</li> <li>・産後ケアを必要とする者</li> </ul>
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

ウ 産前産後サポート

① 家庭訪問型子育て支援事業（予算：1,765千円）

事業概要	<p>就学前の乳幼児を養育し、又は妊娠中であって育児の不安等を抱えるサポートが必要な家庭を養成講座を修了した子育て支援員がストレスの軽減等を図るため、訪問する。</p>
対象者 (利用条件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊東市に居住し、妊娠中の者</li> <li>・就学前の乳幼児を養育している家庭の者で、育児ストレスや妊娠等により、子育て・出産に対し、不安等を抱える者</li> <li>・祖父母、父母が市内に居住していない、又は居住していても仕事等の理由で、支援が望めない者</li> <li>・多胎児や障がい児をもつ家庭や育児、家事等に支障を来している、又は支障を来すことが予想されると認められる者</li> </ul>
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

② いで湯型デイサービス事業（予算：2,030千円）

事業概要	産後6か月未満の子を持つ母親を対象に、育児不安やストレスの軽減を図ることを目的に、心身のケアと育児サポートを市内宿泊施設を利用し、実施する。
対象者 (利用条件等)	本市に住所を有する産後6か月未満の身体的・心理的に負担を抱えている母及びその子
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

③ 転入者の集団型子育て支援事業（予算：726千円）

事業概要	孤立しがちな転入者の親子を対象に、市内の公共施設等において仲間づくりを促し（交流支援）、地域における孤立感を解消し、伊東市での子育てにより早くなじむことを目的とする。参加者に対し、子育て経験者等が不安や悩みの傾聴、情報提供や交流支援を実施する。
対象者 (利用条件等)	転入者や地元が伊東市でない方で、次のいずれかに該当する方 (1) 育児に不安を抱える妊産婦とその家族等 (2) 相談支援や孤立感の軽減・解消が必要な方
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

④ 高齢妊娠・出産者（35歳以上）の集団型子育て支援事業（予算：1,000千円）

事業概要	子育てに前向きになれるような仲間づくりを目的に、同じ悩みを抱える親子が会う場を提供し、子育て経験者や専門職が育児相談等を実施する。
対象者 (利用条件等)	妊娠や出産時の年齢が35歳以上の妊婦または親子
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

⑤ 父親支援の集団型子育て支援事業（予算：1,000千円）

事業概要	父親の育児に対する相談支援とピアサポート支援を行うことによって仲間作りを促進することを目的として実施する。
対象者 (利用条件等)	市内に居住している1歳から2歳未満の子と男性保護者
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

エ 親性準備教育事業 乳幼児触れ合い体験事業（予算：143千円）

事業概要	保健や医療及び教育関係者等が、中学・高校生の10代等の若い世代に対し安心して子どもを産み育てる事、子育てに責任をもち、積極的に子育てに向かえる力を育む事を目的に乳幼児触れ合い体験を実施する。 また、支援者については、研修会を実施し、乳幼児触れ合い体験事業に関する知識と技術を身につけ、広げる役割を担えるようにする。（中学3校、高校1校）
対象者 (利用条件等)	中学生及び高校生の10歳代等
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

オ 子育てサロンの開催（予算：4,087千円）

事業概要	親子の交流の場を提供し、交流の促進を図り、育児から一時的に解放されるための育児支援や育児に対する相談業務を行う。
対象者 (利用条件等)	市内に居住している令和3年4月2日生まれ以降の子とその保護者
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『ひとり親家庭の支援』

### (16) ひとり親家庭の支援【子育て支援課】

#### ア 母子・父子自立相談の実施（予算：1,271千円）

事業概要	ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため、母子・父子自立支援員を設置し、母又は父からの相談に応じ、自立に向けた情報提供や指導を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う。
対象者 (利用条件等)	ひとり親家庭の母又は父
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

#### イ 高等職業訓練促進（予算：4,130千円）

事業概要	ひとり親家庭の母又は父が、就職の際に有利となり、安定した職業に就くことを容易にするための資格取得の促進を図り、その修業期間中の生活の負担を軽減するため給付金を支給する。 対象となる資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、その他市長が認める資格とする。 ※希望者は、受講前に必ず担当窓口で相談してください。
対象者 (利用条件等)	○児童扶養手当を受給しており、修業を開始した日以後、本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者のうち、次の受給要件の全てを満たす者 ・対象資格を取得するため養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が認められる者 ・就業又は育児と修業の両立が困難である者 ・過去に本給付金の支給を受けたことがない者
補助額等	月を単位として最大4年間支給 市県民税が課税世帯の者 7万500円 非課税世帯の者 10万円 ※修業期間の最後の1年間は4万円増額 ※修了後、高等職業修了支援給付金を支給 課税2万5,000円 非課税5万円
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

#### ウ 自立支援教育訓練給付金（予算：309千円）

事業概要	<p>ひとり親家庭の母又は父が、雇用の安定及び就職の促進を図るため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。</p> <p>対象となる講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座及び就業に結びつく可能性の高い講座とする。</p> <p>※講座一覧表は、厚生労働省のホームページで確認できます。</p> <p>※希望者は、受講前に必ず担当窓口で相談してください。</p>
対象者 (利用条件等)	<p>○児童扶養手当を受給しており、本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者のうち、次の受給要件の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業経験、技能、資格取得の状況や労働市場等から判断し当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること</li> <li>・過去に本給付金の支給を受けたことがない者</li> </ul>
補助額等	<p>対象講座の受講料の6割相当額</p> <p>※6割相当額が1万2,000円以下の場合は支給されません。</p> <p>※詳しくは事前相談の際に説明します。</p>
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

#### エ ひとり親家庭就学費用の助成（予算：1,020千円）

事業概要	<p>翌年度小学校へ入学する児童を養育しているひとり親家庭の母又は父に対し、ランドセルや学校指定用品購入費の一部を助成する。</p>
対象者 (利用条件等)	<p>児童扶養手当を受給（全部停止を除く。）しており、生活保護を受給していない者及び申請者名、領収年月日、店名、具体的品名、金額が記載された領収書原本を提出した者</p>
補助額等	上限3万円
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

オ ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料の助成（予算：240千円）

事業概要	伊東市ファミリー・サポート・センターに登録しているひとり親家庭等の母又は父が、ファミリー・サポート・センターが実施する援助活動を仕事や求職活動等を理由に利用した場合、就労支援及び経済的負担の軽減を図るため、その利用料の一部を助成する。
対象者 (利用条件等)	○児童扶養手当を受給（全部停止を除く。）している者等で、本市に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者のうち、次の受給要件の全てを満たす者 ・住民税が非課税の者 ・仕事や求職活動等を理由に利用した者 ・利用料を滞納していない者
補助額等	利用料の半額で、月額上限1万円 ただし、交通費、食費等実費分は助成対象外
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

カ ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料の助成（予算：2,520千円）

事業概要	ひとり親家庭の母又は父に対し放課後児童クラブの利用に係る利用料を助成し、経済的負担の軽減を図ることにより、児童の健全育成を図るとともに、修業及び自立を促進する。
対象者 (利用条件等)	児童扶養手当を受給（全部停止を除く。）しており、本市に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者のうち、市内の小学校へ通学し、放課後児童クラブへ通所している児童を監護している者
補助額等	児童1人に対し、月額上限3,000円
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1581
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『保育人材の育成』

### (17) 保育人材育成支援（予算：2,328千円）【幼児教育課】

事業概要	市内保育園の人材不足解消のため、保育補助者の雇上げや潜在保育士の再就職を促進して、保育人材の育成を図る。
対象者 (利用条件等)	保育士資格のない方及び現に保育士として就業していない保育士資格を有する方
補助額等	育成を受託した園に支出 @194千円×1人×12月=2,328千円
申込窓口	幼児教育課 0557-32-1951
問合せ先	幼児教育課 0557-32-1951

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『その他』

### (18) ブックスタート事業（予算：444千円）【生涯学習課】

事業概要	赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心ふれあうひと時を持つきっかけを作る。
対象者 (利用条件等)	生後7～9か月の伊東市在住者 (対象年齢で受け取らなかった場合、1歳6か月まで可。但し、原則として、対象年齢時に伊東市に在住している者に限る。) ※対象者へは、郵送により通知をいたします。
問合せ先	生涯学習課図書館 0557-36-7433

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 4 医療・福祉の支援

### 『妊産婦の健康診査等』

#### (再掲) (1) 初回産科受診料助成事業 (予算：2,300 千円) 【子育て支援課】

事業概要	妊娠にかかる経済的負担を軽減し、妊婦さんが適切な時期に妊娠判定を受け、安定した妊娠期を支援するために初回産科受診料(妊娠判定)の一部を助成する。
対象者 (利用条件等)	(1) 初回産科受診日において伊東市に住民登録がある者 (2) 国内の産科医療機関で妊娠判定に要する診察及び検査を受け自己負担が発生した者 (3) 市が所得・課税状況を確認することに同意する者 (4) 市と医療機関が必要に応じて、支援に必要な情報共有をすることに同意する者 (5) 他の公的助成制度による初回産科受診料の助成金を受けていない者
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

#### (2) 妊婦健康診査 (予算：23,414 千円) 【子育て支援課】

事業概要	安全な分娩と健康な児の出産のため、協定を締結した病院、診療所または助産所において公費負担による妊婦健康診査を実施することにより、妊婦の保健管理の向上を図る。
対象者 (利用条件等)	伊東市内に住所を有する妊婦
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(3) 産婦健康診査の実施（予算：2,311千円）【子育て支援課】

事業概要	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るため、産後間もない時期の産婦の健康診査に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。
対象者 (利用条件等)	産後2週間及び産後1か月の産婦
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

(4) 妊産婦歯科診査の実施（予算：611千円）【子育て支援課】

事業概要	妊娠期は、つわりやホルモンバランスの変化により、口腔環境の変化が起きやすく、早産・低体重児出産の妊婦は歯周組織の健康状態に問題がある例が多いため、早期に歯周疾患を発見し、治療に繋げることで、安心安全な出産を支援する。また、出産後は、身体的、心理的、社会的負担などにより、歯科治療が必要になっても後回しになる傾向があるため、母の口腔衛生保持は、母の健康面だけでなく、その子どもに対する影響も大きいことから、健診による早期発見早期治療を実現させ、母子の歯の健康を保持増進する。
対象者 (利用条件等)	伊東市に住民登録があり、出産又は出産予定の者
申込窓口	子育て支援課 0557-32-1582
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1582

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『高齢者の支援』

### (5) 長寿祝金贈呈（予算：7,700千円）【高齢者福祉課】

事業概要	長寿のお祝いとして、88歳（米寿）及び99歳の方（白寿）に長寿祝金を贈呈します。「敬老の日」前後に地域の民生委員・児童委員が自宅へお届けします。
対象者 (利用条件等)	当該年度の9月1日時点で、1年以上伊東市に住民登録がある88歳又は99歳の方
問合せ先	高齢者福祉課 0557-32-1561

### (6) 長寿者記念品贈呈（予算：883千円）【高齢者福祉課】

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿のお祝いとして、当該年度内に100歳になる方は、胡蝶蘭及び記念品を「敬老の日」前後に市職員が自宅へお届けします。</li> <li>・当該年度内に101歳以上になる方は、シャボンフラワー（石鹸素材の造花）又はアーティフィシャルフラワー（造花）を「敬老の日」前後に郵送します。</li> </ul>
対象者 (利用条件等)	当該年の3月31日時点で、1年以上伊東市に住民登録がある99歳以上の方
問合せ先	高齢者福祉課 0557-32-1561

### (7) 高齢者公共交通機関割引乗車証等購入費の助成（予算：13,104千円）【高齢者福祉課】

事業概要	高齢者の生活範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、バス割引乗車証又は電車割引乗車回数券を購入する70歳以上の方に、購入費の一部として5,000円を助成します。
対象者 (利用条件等)	前年度の4月1日以前から引き続き伊東市に住民登録のある方で、当該年度の3月31日時点で満70歳以上の方
補助額等	5,000円
問合せ先	高齢者福祉課 0557-32-1561

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『障がい児通所施設の運営』

### (8) さくら園の運営（予算：20,879千円）【子育て支援課】

事業概要	児童発達支援事業所として、身体・知的障害児等が日常生活における基本的な動作の訓練、集団生活等への適応を習得するために、日中通所する施設を運営する。
対象者 (利用条件等)	児童福祉法に規定する、身体、知的、精神に障害のある児童等で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童
申込窓口	さくら園 0557-36-2875
問合せ先	子育て支援課 0557-32-1581

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 5 交流・体験

### 『移住検討者への情報提供』

#### (1) 移住定住促進現地ナビゲートの実施（予算：1,000千円）【企画課】

事業概要	現地案内を希望する市外からの移住希望者を対象に、市内各所を案内するとともに、仕事、住まい、子育て等の相談に対して関係機関と連携してトータルサポートを実施する。
対象者 (利用条件等)	伊東市への移住を検討している市外在住の方
申込窓口	NPO法人R-s h i p 0557-35-9260
問合せ先	NPO法人R-s h i p 0557-35-9260 企画課 0557-32-1062

#### (2) 移住・定住者交流イベントへの参加（予算：180千円）【企画課】

事業概要	静岡県及び静岡県移住相談センター等が主催する静岡県内市町の合同移住相談会へ出展し、首都圏における移住希望者の相談に対応する。
対象者 (利用条件等)	伊東市への移住を検討されている市外在住の方
問合せ先	企画課 0557-32-1062

#### (3) 移住相談ツアーの実施（予算：89千円）【企画課】

事業概要	移住を検討している市外在住者を対象に、本市の暮らしをイメージできるようなツアーを開催し移住検討の材料としてもらうとともに、先輩移住者との交流の場を設け、親交を深めてもらう。
対象者 (利用条件等)	伊東市への移住を検討されている市外在住の方
問合せ先	企画課 0557-32-1062

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(4) お試し移住支援事業補助金（予算額：660千円）【企画課】

事業概要	本市への移住検討者が、移住の検討材料とすることを目的として本市に滞在する場合に、滞在に係る宿泊費用の一部を補助する。滞在時の現地案内を求める者に対しては、既存の現地ナビゲート事業を案内し、事業の連携を図ることで、より効果的に移住を促進する。
対象者 (利用条件等)	伊東市への移住を検討している市外在住の方
補助額等	補助率：2分の1 補助上限額：1人につき1泊3,000円 ※補助対象者と同一世帯に属する者の宿泊費を含むものとし、年度内通算10泊までとする。
申込窓口	企画課 0557-32-1062
問合せ先	企画課 0557-32-1062

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 『移住後のお楽しみ』

### (5) 市民農園（予算額：328千円）【産業課】

事業概要	○特定農地貸付法に基づき、市が農地所有者から農地を賃借し、市民農園を運営するNPO法人に市民農園用地として賃貸を行う。 ・市民農園 区画数：101区画、利用料：1㎡当たり400円 ・担い手育成型市民農園 区画数：18区画、利用料：1㎡当たり70円～100円
対象者 (利用条件等)	どなたでも
申込窓口	NPO法人郷組 090-7019-3521
問合せ先	NPO法人郷組 090-7019-3521 産業課 0557-32-1733

### (6) 生涯学習講座の開催（予算：2,862千円）【生涯学習課】

事業概要	生涯学習を推進し、市民に学習の場及び機会を提供し、学習の活性化及び家庭教育の推進を図る。
対象者 (利用条件等)	・いでゆ大学 : 60歳以上の市内在住者 ・市民大学 : 18歳以上の市内在住、または在勤者 ・楽しく学ぶ子育て講座 : 出産予定または子育てをしている市内在住者 ・家庭教育支援事業 : 子育て中の保護者 ・小学生ふるさと教室 : 市内小学5・6年生 ・青少年育成プログラム“みち” : 市内小学5・6年生
申込窓口	生涯学習課 0557-32-1961 (いでゆ大学・子育て講座・家庭教育支援) 0557-32-1962 (市民大学・小学生ふるさと教室・青少年育成プログラム“みち”)
問合せ先	生涯学習課 0557-32-1961 (いでゆ大学・子育て講座・家庭教育支援) 0557-32-1962 (市民大学・小学生ふるさと教室・青少年育成プログラム“みち”)

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

(7) シルバー交流サロンの運営（予算：4,000千円）【産業課】

事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・お茶を飲みながらの歓談や様々なコミュニティ活動ができるシルバー交流サロンを運営する。</li><li>・市内各所で実施されているイベントなどを広く周知するイベント情報誌「にぎわい」を毎月発行する。</li></ul>
対象者 (利用条件等)	どなたでも
申込窓口	伊東市シルバー人材センター 0557-36-4110
問合せ先	伊東市シルバー人材センター 0557-36-4110 産業課 0557-32-1734

(8) まなびのとびら（予算：0千円）【生涯学習課】

事業概要	各種団体やサークル等が行っている事業をはじめ、学習施設、グループ、指導者等の生涯学習に関連する情報の収集と発信
対象者 (利用条件等)	どなたでも ※サークル等に入会を希望する場合は、直接サークル代表者へお問い合わせください。
問合せ先	生涯学習課 0557-32-1961

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 6 地域との連携

(企画課 4,645 千円 観光課 15,278 千円)

### (1) 地域おこし協力隊 (予算 : 19,923 千円) 【企画課・観光課】

事業概要	地域おこし協力隊員を募集し地域協力活動を行ってもらい、その活動を支援することで隊員の地域への定着を図る。
問合せ先	企画課 0557-32-1062 観光課 0557-32-1711

### (2) 移住定住促進道路整備 (予算 : 26,800 千円) 【建設課】

事業概要	移住定住の促進と市内経済の活性化対策として、市南部地区の大規模分譲地における狭隘で老朽化した私道路について、分譲地自治会からの意見を伺いながら、道路整備計画を策定し、計画的に道路整備を実施する。
問合せ先	建設課 0557-32-1753

※制度をご利用の方は、必ず事前に担当部署に相談してください。

## 7 情報発信

### (1) 国による取組

#### ア 移住・交流情報ガーデン

東京都中央区に「移住・交流情報ガーデン」を設置し、常設の移住相談を行うほか、全国の自治体が移住イベントの会場として利用できる。

### (2) 県による取組

#### ア ふじのくにに住みかえる推進本部

移住・定住に対し官民一体の取組を推進するため、「ふじのくにに住みかえる推進本部（本部長：副知事、構成員：県、市町、国、民間団体、地域団体等）」を設置している。

#### イ 静岡県移住相談センター

東京都千代田区東京交通会館 8 階ふるさと回帰支援センター内に「静岡県移住相談センター」を設置している。

#### ウ その他

国・県移住施設等を利用した首都圏での移住相談会、県ホームページ「ゆとりすと静岡」の充実を図っている。

### (3) 市による取組【企画課・秘書広報課・建築住宅課】

ア 伊東市移住定住促進ホームページによる情報発信 (<https://ito-iju.jp>)

イ ゆとりすと静岡（県）、ニッポン移住・交流ナビ（JOIN：一般社団法人移住・交流推進機構）への情報の掲載

ウ 移住促進用動画による発信（企画課：0557-32-1062）

エ 市民便利帳「With」（秘書広報課：0557-32-1173）

防災・行政・観光・移住等の情報を一元的に発信する。

オ 空家等の利活用促進に関する協定（建築住宅課：0557-32-1763）

本市と公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会が協定を締結。

- ・空家等の所有者は、公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会による価格査定等の参考となる調査を受けることができ、希望があれば協会が運営する不動産情報サイト「スマイミー静岡」に登録することができる。また、同協会が運営する「空き家バンクしずおか」にも反映される。
- ・スマイミー静岡、空き家バンクしずおかはインターネット環境があれば閲覧可能である。